

## 1. 趣旨

本ガイドラインは公的研究費の不正使用防止のための管理・監査体制を明確にすると共に、その執行方法等を定めるものである。

## 2. 適用範囲

本ガイドラインは、文部科学省等（同省が所管する独立行政法人を含む）から配分される以下に示す競争的資金等とその他の省庁から配分される同様の公的研究費に適用するものとする。

また、学内研究資金については本ガイドラインを準用する。

- 文部科学省の競争的資金
- 文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金
- 文部科学省の公募型の研究資金
- 文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金

## 3. 公的研究費の管理・監査体制について

### 1) 管理体制

（責任体制）

①立正大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用防止に係る最高管理責任者は理事長とする。

最高管理責任者は、公的研究費の不正防止計画を策定すると共に、機関全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

②最高管理責任者の下に統括管理責任者（学長）、研究統括管理責任者（研究担当副学長）および労務・経理統括管理責任者（事務局長）（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理に関する実質的な責任と権限を持つ。

③本学の各部局（学部・研究科・研究所）の代表である学部長・研究科長・研究代表者等（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）は、不正防止計画に基づき、当該部局全体の研究活動を掌握（管理）し公的研究費の不正使用の防止に努める。

（監査体制）

①定期的または臨時に、監事、監査室および監査法人（以下「監査部門」という。）は監査等を実施し、不正防止に努める。

### 2) 不正防止計画の策定・推進

①最高管理責任者は不正防止推進委員会を設置し、機関全体の不正防止計画を策定する。

不正防止推進委員会は、研究担当副学長（委員長）、事務局長、最高管理責任者の指名した教職員より1名、経理課長（会計・出納）、総務課長、研究推進・地域連携課長で組織する。

②監査部門は不正防止計画の策定に際し、最高管理責任者の求めに応じその内容の検証を行う。

③不正防止計画を組織的に推進するため、研究推進・地域連携課を不正防止計画推進部署とする。

不正防止計画推進部署は、統括管理責任者を中心に各部署と連携を図りながら、本学の教職員に対し教育や研修を実施するなど、機関全体への不正防止計画の周知・徹底を図る。

### 3) 相談窓口・通報（告発）窓口

#### ①相談窓口

・事務処理手続きに関する相談窓口は、研究推進・地域連携課とする。

#### ②通報（告発）窓口

・学内外からの通報（告発）窓口を監査室に設け、その責任者は監査室長とする。通報（告発）を受理した際は、直ちに最高管理責任者に報告すると共にその指示のもと、統括管理責任者は告発者および被告発者の保護に留意しながら調査委員会を設置し速やかに調査を行う。

### 4) モニタリング

①不正防止計画推進部署によるモニタリング

不正防止計画推進部署は、各部署からの報告に基づき、不正防止計画の実施状況や公的研究費の執行状況を確認し、最高管理責任者へ報告する。

②監査部門によるモニタリング

監査部門は、定期的実施する会計監査の他、必要に応じて防止計画推進部署と連携しながら執行手続きの適切性の検証等を行う。

4. ガイドラインの改廃について

本ガイドラインの改廃については、理事会の議を経て理事長がこれを決定する。

5. このガイドラインは平成22年10月27日から施行する。

平成27年2月25日改正、平成27年2月25日施行

平成28年3月25日改正、平成27年10月1日施行